令和７年（行サ）第３２号　行政上告提起事件
上告人
被上告人　国

上告理由書

２０２５（令和７）年５月２０日

最高裁判所　御中

上告人代理人弁護士　山　田　正　彦
同　　弁護士　岩　月　浩　二
同　　弁護士　田　井　　勝
外

目次

第１　はじめに 2
第２　食料への権利を憲法上の権利と認めなかったこと 3
１　原判決の内容 3
２　食料への権利の意味内容 4
３　食料への権利が憲法上の権利であること 9
４　種子法における食料への権利の位置づけ 11
第３　立法裁量について 19
１　先例のないこと 19
２　立法裁量への司法統制の在り方 19
第４　立法賠償が認められるべきこと 22
１　原判決の国家賠償法に関する解釈の誤り 22
２　種子法廃止の立法事実の欠如と国会議員の義務違反 23
３　種子法の性格に関する理解の不十分 29
４　立法目的に対する過剰な手段 30
５　その他 31
６　結論 33
第５　総括 33

第１　はじめに

１　本裁判は、上告人らが２０１９（令和元）年５月、東京地方裁判所に提訴した事案である。上告人らは、国会で制定された主要農作物種子法（種子法）を廃止する法律（以下、「種子法廃止法」という）によって種子法が廃止されたことが、上告人（原告）らの「食料への権利」を侵害するので、憲法違反であり無効である、と訴えてきた。

食料への権利は、誰でも、いつでもどこでも、良質で十分な量の安全な

食料を得る権利である。この権利は、世界人権宣言２５条及び社会権規約１１条１項に包摂されている人権であって、国際人権法上確立している重要な権利である。私たちはこの権利が、日本国憲法２５条の生存権として保障されると主張し、同時に憲法１３条・２２条・２９条との関係でも保障されるべきであると主張してきた。

その上で、食料の源である種の生産体制や安定供給を保証する種子法は、この食料への権利に根拠を置く法律にほかならず、種子法を廃止することはこの食料への権利を侵害することにほかならず、同廃止法は憲法違反であって無効である、と主張した。

本裁判では、全国の農家（一般農家・採種農家）、消費者が原告となり、国を相手に裁判をたたかってきた。

２　しかし、原判決は、上告人らが主張する食料への権利が憲法上の権利であると認めようとしなかった。この点について憲法解釈において誤りがある。

そのため、上告申し立てをおこない、最高裁判所で再度公正なる審議を求める次第である。

以下、詳述する。

第２　食料への権利を憲法上の権利と認めなかったこと

１　原判決の内容

原判決は「控訴人菊地の憲法上保障された権利が種子法廃止法によって侵害されたと認めることができず、種子法廃止法が違憲無効とは言えないこと、種子法廃止法に係る立法目的が国賠法１条１項の規定の適用上違法との評価を受けるものでないことは、引用に係る原判決の説示する通りである」（7 頁）として上告人らの請求を退けた。

しかし、この判断は、食料への権利の具体的な内容を認定しなかったことで、上告人菊地の食料への権利に基づいて憲法上保障された権利が憲法の条文ごとに分断して検討されることにより認められなかったこと、および、その認定がなされなければ「第３」で述べる立法裁量の統制をどのように行うかも認定ができないということから、憲法の解釈に誤りがある。

２　食料への権利の意味内容

原判決は種子法が「個々の国民に対して食糧増産等に係る権利」を具体化するものでないと判断しているが、食料への権利が、国の責務および国民の権利としていかなる内容を有するものであるかを特定してないうえ、その内容を矮小化して判断しているものであり、原判決には憲法の解釈に重大な誤りがある。

（１）食料への権利に関する国際法規範

世界人権宣言第２５条１項は、「すべて人は、衣食住、…により自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利…を有する」と規定しており、このうち食に関する部分は「食料への権利」を定めたものと理解されている。

１９６６（昭和４１）年１２月１６日の第２１回国連総会において採択された国際人権規約のうち「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（国際人権Ａ規約）」（以下、「国際人権Ａ規約」という）第１１条では、「食料への権利」がより具体的に規定された。

食料への権利は、誰でも、いつでも、どこに住んでいても、人が生まれながらに持っている最も基本的な権利の一つであり、人が心も体も健康で生きていくために必要な食料を自らの手で得られる権利である。国際人権

Ａ規約を締結した政府は、国内で暮らす全ての人々がその権利を行使する手段を保障する責任を負うことになる。

このようにして法規範化した食料への権利が各国の具体的な義務となったのは、１９９６（平成６）年に１８５の国およびＥＵの元首と政府の長が参加した世界食糧サミットにおいて採択された、「世界食糧安全保障に関するローマ宣言」および「世界食糧サミットアクションプラン」においてであった。参加国は、十分な食料への権利および空腹から免れる基本的人権にかなう安全で栄養のある食料にアクセスする権利を保障することが確認された。

これをうけて国連ではいくつかの方策がとられ、１９９９（平成１１）年には、国際人権規約の実行を監視している国連の「経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会」が、国際人権Ａ規約第１１条を実効的ならしめるための解釈として一般的意見第１２号を作成した。そこでは、以下のとおり、具体的に「食料への権利」の権利性が確認されている（同意見の翻訳文では、食料への権利が「十分な食料に対する権利」と訳されている。）。これによれば、 全ての男性、女性そして子どもが、単独もしくは他と共同して、物理的、経済的にいつでも、適切な食料あるいは入手する手段にアクセスできたとき、適切な「食料への権利」が実現されることになる。国（政府）は、この権利を実現させるために、政策を立て、また事業を行って、人々が十分な食料を育てる、もしくは買えるように保障しなければならない。「適切な」食料とは、それは人間が健康で活発な人生を送るために十分な量と種類の食料のことであるとともに、有害な物質が含まれない食料のことであることは当然のこととされており、「食料への権利」とは、基本的な穀類や十分なカロリーを得る権利にとどまらないのである。

（２）食料への権利の具体的内容

前記の一般的意見を踏まえた国連特別報告官によると、適切な食料への権利の規範的内容は、「利用可能性」、「アクセス可能性」、「持続可能性」、「適切さ」の４つに整理されている。この「利用可能性」、「アクセス可能性」、「持続可能性」、「適切さ」の４点の具体的内容について述べる。

ア　利用可能性

利用可能性とは、「生産力のある土地もしくはその他の天然資源から自ら直接に食料を得ること、又は、生産地から、需要に応じて必要とされる場所まで食料を運搬することができる、よく機能する分配、加工及び市場制度をもつことのいずれかの可能性をさす」とされている。食料の供給体制が多様に講じられているだけでなく、量質ともに個人の需要を充足するに十分な食料が入手可能でなければならない。この性質のなかに、食料が十分であること、安全であること、栄養があることが含まれている。

イ　アクセス可能性

アクセス可能性とは、利用可能性が充足したことを前提として、食料に経済的および物理的にアクセスできることをいう。「経済的なアクセス可能性」とは、「十分な食物のための食料の取得にかかる個人的又は家計の財政的費用が、他の基本的ニーズの達成及び充足が脅かされ又は害されることのないレベルのものであるべきだということを含意する。経済的なアクセス可能性は、人々が食料を調達するいかなる取得形態又は資格にも妥当し、十分な食料に対する権利の享受にとってどれだけ十分かを測る尺度である。土地をもたない人々や、その他人口の中で特に困窮した人々のような、社会的に脆弱な集団は、特別なプログラムを通して注意を払う必要があることもありうる」とされている。

「物理的なアクセス可能性」とは、「十分な食料が、幼児や少年、高齢者、身体障害者、末期患者、及び、精神病者を含めて恒常的に健康上の問題をもった人々を含むすべての人に対して、アクセス可能でなければならないことを含意する」とされている。

食料をえるために費用がかかりすぎ、ほかの生活需要の充足が妨げられることがあってはならない。したがって、緊急時のみならず、ひとびとが日常的、持続的に安定して食料にアクセスできることが求められる。

ウ　持続可能性

持続可能性とは、十分で安全な食料が、現在においても未来においても入手可能であることをいう。現在の食料安全保障が、将来のそれを害することがあってはならない。そのため、国連の社会的、経済的及び文化的権利に関する委員会は、加盟国に対して、国内戦略において、食料生産にあてられる自然およびその他資源がもっとも持続可能に管理および利用されるよう監視することを要請している。

エ　適切さ

適切さとは、あらゆる事情を考慮して、当該食料および食料供給体制がもっとも適切なものとなる多様な要素をすべて包含する概念であり、社会的、経済的、文化的、気候的、自然生態系およびその他のあらゆる条件のなかで定まるものである。以上の３つの要素と連関をもって保障されることで、適切な食料への権利が十全に保障されることになる。

（３）食料への権利の内容上の発展

元来、食料への権利は、飢餓および栄養失調を防止するための、量的および栄養学的側面においてのみ考慮される概念であった。世界人権宣言において食料への権利が確認されたのも、第２次世界大戦後、アメリ

カを除くほとんどの国々で、深刻な食料危機が生じていたことがその背景にある。

しかしながら、時代を経るにつれ、その権利の内容が見直されるようになってきた。食が人間のもっとも基本的な活動の１つであり、食を確保することの必要性が、人類の社会形成を促し、かつ、多様な文化を世界各地で歴史的に生みだしてきたということは疑いの余地がない。このように食それ自体が元来有している文化的側面に着目すると、食料への権利は、単に、究極的な状況である飢餓および栄養失調から人が免れる権利という性質のみならず、人が社会において個人として自律して成長し、他者とつながりながらあらゆる活動をおこなうことができるという人間の尊厳、自由権および自己決定権といった、人格権を基礎づける権利であるということができる。

ところが、経済的に発展し絶対的な貧困を克服したかにみえた先進国において、１９８０年代あたりから、社会的排除という新たな貧困のかたちが現れるようになった。これを食料への権利の文脈に照らしてみると、食料へのアクセスが脆弱である者について、単に生存に必要な量的および栄養学的食料にアクセスできるというだけでは不十分であり、それらの者を社会的に包摂できるよう食料へのアクセスを保障することが必要となってきた。

上記で示したような適切な食料への権利の各要素は、このような食料への権利の質的変化をあらわすものであり、もはや、それが量的および栄養学的側面にのみとどまるものではないことが、法規範上も表れているということができる。また、適切な食料への権利の４つの要素は、それぞれの間で優劣のあるものでなく、すべてがそろってはじめて保障されるものであるため、どれかが欠けてよいというものではない。

３　食料への権利が憲法上の権利であること

（１）自然権としての生存権解釈の必要性

国際法においてその内容が豊富化してきた食料への権利は、日本国憲法において、社会権としての生存権（ここでは「古典的生存権」という）解釈を脱し、憲法で保障されるあらゆる自由と権利に先立つ基本的権利としての生存権（「古典的生存権」と対置して「自然権的生存権」という）と捉えることができる。

そもそも社会権がどのように成立したかをふりかえっておくと、市民革命によって成立した近代法は、当初、国家権力からの自由という自由権の保障に重きをおき、とりわけ、人々の生存への権利との関係では、自由な労働を保障する労働権（開業や職業選択に国家が関与しない）を保障することで、自己の労働収入があれば生存に必要である衣食住にアクセスすることができるという発想の下にたっていた。ところが、資本主義経済が発展し資本が蓄積されることで、手工業制から大規模工場制へと生産体制が移行し、生産手段を資本家が独占するようになると、労働力は商品化され、大量の貧困な労働者階級が登場することになった。国家人口の大部分を占める労働者階級への社会的な対応を迫られた国家は、国家からの自由から、国家による自由（社会権）という新しい人権を認めるようになり、国ごとに公的扶助制度を整えていくようになる。

これに対して食料への権利は、たしかに国民の生存権の一内容ではあるが、社会権としての古典的生存権とは大きく意味内容を異にしている。

人間の尊厳に値する生活を営む上で十分な衣食住が確保されるべきことは憲法で定めるまでもなく当然の人権であり、憲法２５条は衣食住についての十分な生活水準を保障しているものとして解釈されなければならない。加えて、すでに述べたように、国際法規範において食料への権

利の内容は、古典的生存権の範囲にとどまるものでなく、あらゆる自由権を基礎づけるものとして把握されるようになった。古典的な生存権解釈では食料への権利のこのような側面をとらえきることができず、その解釈自体に限界が生じており、自然権的生存権として解釈されなければならない。

この点原判決は地裁判決を引用して、日本国憲法２５条について、昭和２３年（れ）第２０５号同年９月２９日大法廷判決・刑集２巻１０号１２３５頁、最高裁昭和５１年（行ツ）第３０号同５７年７月７日大法廷判決・民集３６巻７号１２３５頁を参照し、同条１項の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」の実現に向けては、「一定程度の衣食住の保障が必要となることは否定できないものの」、「社会的立法等を経て個々の国民の権利として具体化されることにより具体的な権利として認められるものである」（地裁判決４０頁）と解釈しているが、これは食料への権利を古典的生存権の枠組みに矮小化して解釈するもので誤りである。

このように自然権にのっとって生存権を解釈する必要性は、食料調達の不安定性が深刻化しているという現実面からも裏付けられる。原判決は、種子法制定時の食糧増産という立法目的は達成されているという立場にたっているが、けっしてその目的は達成されていないし、それどころか食料調達の不安定性はより深刻化し、現在の日本は、国民の食料へのアクセス権がきわめて危険な状態に置かれている。具体的な状況については，原審までで主張したとおりである。

（２）憲法上の権利としての食料への権利

食料への権利は、このように社会権ひいては自由権よりもアプリオリの権利であって、対象は貧困者にかぎられずすべての国民であり、この基本権の内容を制限することはできない。

現行法の解釈としては、アプリオリの権利としては憲法１８条の人身の自由に相当する内容を有するものと理解することができ、十分な食料へのアクセスが保障されることが国民の自律的な生の前提をなすという意味では憲法１３条に、それが健康で文化的な必要最低限度の生活保障をも構成するという意味では憲法２５条に体現されるもので、複数の憲法の条項によって総合的に根拠づけられるものであり、混合的性質を有するものであると理解せざるをえない。

したがって、自然権的生存権である食料への権利について、前記２つの最高裁判決が示したプログラム規定説は適用されず、誤った先例をあげる原判決には、憲法の解釈において重大な誤りがある。

４　種子法における食料への権利の位置づけ

（１）食料への権利の法体系

憲法の規定において、食料への権利の言及はないが、食料への権利は上記の通り憲法上の権利と解釈できるだけでなく、日本においてはすでに数多くの実体法規において、食料への権利が具体化され、１つの法体系を形成している。

国際人権Ａ規約の締約国である日本は、前述した「適切な食料への権利」の実施にむけて法施策をとっているのであるから、日本の食および農に関する実体法規はこれらの権利の内容を実現するために定められているのである。

具体的には、「利用可能性」を保障するため、生産の側面として、生産者の保護、生産資材の確保などを通じて、安全で健康な食料の提供体制を整えている。そして、それを「持続可能」とするため、生産者の経済的地位の保護、経営支援、農村振興、自然環境の保護を通じた生産基盤の確保が目指される。

「アクセス可能性」の側面からは、「利用可能性」と表裏の関係性にあるが、消費者が安全で健康な食料にアクセスするための体制が整備されている。

そして、単に、量的・栄養的な側面でのみ食料の権利は捉えられず、食へのアクセスを通じて、社会的に包摂されること、および人が尊厳を保障されて、自らの食料を自分自身で選択する自己決定権も保障されるところ、以下のとおり、日本法（国内法）においてもそのような体制が整えられているとみることができる。

その体系性を示しているのは、食と農に関する法政策の基本法である食料・農業・農村基本法である。食料・農業・農村基本法は、食料の安定供給（同法２条）、農業の多面的機能の発揮（同法３条）、農業の持続的な発展（同法４条）、農村の振興（同法５条）という４つの基本理念にそって、国等の責務が定められている。

同法２条は、「食料の安定供給の確保」について、１項で、「食料」を「人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なもの」と位置付け、「将来にわたって、良質な食料が合理的な価格で安定的に供給されなければならない」ことなどが定められており、まさに、前述した国が農家を通じての食料生産体制を整備する義務についての基本理念が明示的に規範化されている。また、この国の責務は、「将来にわたって、良質な食料が合理的な価格で安定的に」受給する国民の権利を保障していることを意味する。「適切な食料への権利」の整理に則していえば、「利用可能性」、「アクセス可能性」、「持続可能性」、「適切さ」のすべての要素を保障する内容を含んでいるが、裏をかえしていえば、すべての要素が連関をもたなければ保障が実現できないことを条文が表しているともいえる。そ

のなかでも、生産と消費の側面である「利用可能性」および「アクセス可能性」を中核とした内容であるといえる。

同条２項では、「国民に対する食料の安定的な供給について」、輸入に依存しがちな日本の食料事情をふまえて、「世界の食料の需給及び貿易が不安定な要素を有していることにかんがみ、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄とを適切に組み合わせて行われなければならない」ことを定めている。また４項では、とくに「国民が最低限度必要とする食料」についての定めをおき、いかなる不測の事態であっても「国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営に著しい支障を生じないよう、供給の確保が図られなければならない」ことを定めている。いずれにおいても、国民が最低限の食料へのアクセスをできる権利を保障するため、それらの供給の確保が国の責務として定められている。

同条３項では、「食料の供給は、農業の生産性の向上を促進しつつ、農業と食品産業の健全な発展を総合的に図ることを通じ、高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即して行われなければならない」と定められているが、この定めは、旧法の農業基本法から、法の名称が「食料・農業・農村」基本法に変わったことに象徴的に示されるように、日本社会の変容により、食品産業および食料消費の重要性が増したことにかんがみて、食料供給の項目に、農業の観点だけではない、食品産業および消費者の観点を盛り込んだ規定といえる。「適切な食料への権利」のうち、「アクセス可能性」に重点をおいている規定であると位置づけることができる。

食料供給にかんする具体的施策が定められている同法第２章第２節では、冒頭の１６条で「食料消費に関する施策の充実」として「国は、食料の安全性の確保及び品質の改善を図るとともに、消費者の合

理的な選択に資するため、食品の衛生管理及び品質管理の高度化、食品の表示の適正化その他必要な施策を講ずるものとする」と定められ、食料供給に関する施策における食料消費の重要性が形式上にも表れているといえる。

同法４条は、「農業の持続的な発展」について、「必要な農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保され」ることなどによって、その持続的な発展が図られなければならない、と定められている。この「農業資源」に種子が含まれるのは当然である。同条の「農業の持続的な発展」が実現できなければ、同法２条で定める「食料の安定供給の確保」もままならないことになるため、同条の目的を果たすために、種子の確保が国の責務として要請されているといえる。すなわち、食料への権利の「持続可能性」および「利用可能性」の要素がこの条文において保障されているということができる。

この４つ目の基本理念にそって、法３３条では、「国は、農業経営における農業資材費の低減に資するため、農業資材の生産及び流通の合理化の促進その他必要な施策を講ずるものとする」ことが定められており、「農業資材」のなかにやはり種子が含まれることは当然である。

食料・農業・農村基本法のこれらの４つの基本理念はそれぞれ独立しているものでなく、食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮という２つの大理念と、それを達成するための小理念として、農業の持続的な発展と、さらにそれを実現するための農村の振興という関係性にあると整理されている。これは、適切な食料への権利の内容である、利用可能性、アクセス可能性、持続可能性、適切さが、それぞれ連関をもち切り離せないことと親和的であり、それぞれの基本理念を通じて保障されるべき内容は、相互に連関しているといえ、どれかが失わ

れれば、食料への権利全体の保障があやうくなるという性質のものであるといえる。

（２）種子法において保障される食料への権利

種子法が、農業者が自由に天然資源である種子を使って安全安心な農産物を栽培することやその農産物を消費者が購入して消費することを保障しているのは、「適切な食料への権利」の一内容である食料の「利用可能性」を保障して、もって、国民の「アクセス可能性」を保障することを目的としているものであると位置づけることができる。「利用可能性」および「アクセス可能性」は、国内法においては、憲法１３条および２５条を通して、食料・農業・農村基本法２条において定められる法目的であり、種子法はこのような法秩序において位置づけて理解されるべきである。

この点、原判決は「種子法は、基本法の制定前から存在する法律であり、基本法の制定に伴った種子法の改正はされていない」こと、「基本法が制定されたことから、もともと種子法によって規定されていた国民の「食料への権利」が具体化されたということはできず、種子法が個々の国民を「食料への権利」という権利の享有主体として位置づけるものということはできない」とする。

しかしながら、基本法制定にあわせて種子法が改正していないというのは、その内容が基本法の基本理念に合致しているというからにほかならない。そして、基本法が制定されて、種子法も改正されなかったということは、種子法の内容は、「利用可能性」、「アクセス可能性」に代表される食料への権利にもとづく基本法の基本理念に則って整序されるのであって、すくなくとも基本法制定以降は、種子法が単なる「食料増産」という国家的政策を保障するにとどまる法律であると性質決定することは誤りである（上告受理申立理由書にて詳述）。

「利用可能性」、「アクセス可能性」という食料への権利の表れとして基本法が定める「食料の安定供給の確保」や「農業資源」、「農業資材」としての種子の生産および確保を国の責務として具体的に実施するために、種子法が採種農家の公法上の地位を定めていることは明らかであり、したがって、その公法上の地位は、食料への権利を具体化したものといえる。

種子法において食料への権利が具体化された採種農家の公法上の地位とは以上のような内容のことをいうのであり、種子法において「個々の国民の食糧増産等への請求権」が具体化されていないとして、上告人菊地の請求を退けた原判決は、食料への権利の憲法上の権利としての具体的内容を誤って解釈している。有機稲作農家である上告人館野については、国民に対する「利用可能性」および「アクセス可能性」という食料への権利を保障するという国の責務を実施することを目的として、法で定められた主要農作物の種子の提供を受けて農業をするという、食料への権利に基づく特別な法的地位が種子法によって保障されている。

種子法は他方で，このように採種農家に食料への権利に基づいて公法上の地位を与えることにより、個々の国民に対して、あらゆる基本権の行使の前提となる食料へアクセスする権利を自然権として保障する制度でもある。

したがって一般消費者である上告人野々山は、食料へのアクセス権という制度的保障を享受する地位を種子法によって保障されているといえる。

これらのことは、種子法上に明文の規定がないことによって否定できないことは、以上でのべた食料への権利の法体系性から当然であるが、補足的に２つの形式的理由をあげる。

１つは、判例法理にもとづく。最大判昭和 47 年 11 月 22 日刑集 26 巻 9 号 586 頁では、憲法 22 条 1 項の公共の福祉について、「憲法の他の条項をあわせ考察すると、憲法は、全体として、福祉国家的理想のもとに、社会経済の均衡のとれた調和的発展を企図しており、その見地から、すべての国民にいわゆる生存権を保障し、その一環として、国民の勤労権を保障する等、経済的劣位に立つ者に対する適切な保護政策を要請していることは明らかである」と判断している。種子法は、主要農作物の種子市場において民間種子事業者の競争条件に制約を加えるものであるところ、上記判決の対象法令と同様の積極的な社会経済政策規制という性質を有しており、その根底に生存権保障の目的があるというのは判例法理に則した解釈である。原判決は「個々の国民の食料増産等への請求権」が種子法に具体化されていないとして、この判例法理をも否定しており、憲法解釈において誤りがある。

２つは、国際規約の履行状況に関する政府解釈にもとづく。前述のとおり、食料への権利は国際規約Ａ規約１１条に定めがあるというところ日本国政府はその実施状況について、経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会の日本国への総括所見に対して、実施対応の報告書を提出している。

そのうち、１１条に関連しては、まず、「憲法第２５条は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と規定している。」という文言からはじまり、「２．相当な食料についての権利」「（２）食料の適正な供給のための我が国の農業政策」「（ｆ）主要食糧の安定供給」では「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」に基づく主要食糧の需給調整についての取り組みが説明されている。当該法律において憲法 25 条に基づいていることも、食料への権利に基づいていることも明文で規定されていないが、それらに基づく位置

づけであることは政府自らが説明しているところであり、当然前述した食料への権利の法体系性からもそのように位置づけられる。食料への権利の自然権的性質を無視してプログラム規定説にこだわり、種子法において「個々の国民の食料増産等への権利」が具体化していないと判示する原判決の解釈は、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」によって食料への権利に基づいて「主要食糧の安定供給」を実施しているとするこのような政府解釈と矛盾するものであり、憲法解釈において誤りがある。

（３）第三者の権利侵害の主張

上告人館野、上告人野々山について、種子法によってそれぞれの食料への権利が保障されていることを主張するが、仮に原判決がいうように、種子法は採種農家の公法上の地位を定めるのみで確認の利益が上告人菊地だけにしか認められないというのであれば、第三者の権利侵害を主張する。

ここまでのべたように、種子法は食料への権利の「利用可能性」および「アクセス可能性」を制度的に保障するものであるというところ、上告人館野、上告人野々山に確認の利益がないとするのであれば、上告人菊地が種子法上の法的地位を失うことによって生ずる「利用可能性」、「アクセス可能性」が保障されなくなることについて、裁判上争う道が失われることになる。

種子法において、上告人館野、野々山の公法上の地位がないとしても、種子法が食料への権利保障のための性格を有することは否定できないため、当然、上告人館野、野々山にも種子法によって憲法上の権利保障が及ぶと解するべきである。

上告人菊地と上告人館野、野々山との関係は、種子法のもとづく採種農家が存在しなければ、上告人館野は安定した農業を行うことがで

きず、一般消費者である上告人野々山の「利用可能性」「アクセス可能性」という食料への権利を実質的に危殆化させるものである。

食料への権利の性質を踏まえたこうした関係性がある反面、種子法の公法的地位の有無という形式にこだわると、法が保障しているはずの上告人館野、野々山の食料への権利が侵害されるという違憲性について裁判上争う余地がなくなることから、上告人菊地が上告人館野、野々山の権利侵害の違憲性を主張することができる。

第３　立法裁量について

１　先例のないこと

違憲審査基準は、基本的には、なにかしらの公共の福祉を目的として、ある基本権を侵害する内容の立法について、その基本権侵害の違憲審査がなされるというものであるが、本件は、そうした内容の立法を廃止する法律の違憲審査が争われる事案である。このように種子法廃止法の違憲審査については、先例がないため、貴裁判体にて、当該事案についての独自の違憲審査基準論を立てたうえで、原判決の誤りを修正されることが期待される。

２　立法裁量への司法統制の在り方

種子法は、「第２」でのべたように、すべての基本権の基礎と位置付けられる食料への権利を保障するため、主要農作物の安定供給に欠かせない優良な種子の確保することを目的とする法律であり、主要農作物の種子市場における民間事業者の経済的自由を制限する内容を含む法律である。

かような積極的目的規制については、前掲最大判昭和 47 年 11 月 22 日で、「立法府がその裁量権を逸脱し、当該法的規制措置が著しく不合理であることの明白である場合に限って、これを違憲として、その効力を否定

することができる」とされている。種子法はこの先例とは異なり、主要農作物の種子事業を公的機関が運営することで、国民一般の生存権保障という性格（自然権的生存権）での食料への権利保障を目的とする点で、経済的自由の制限に関する違憲審査基準はよりいっそう緩やかとなってしかるべきである。

他方で、種子法廃止法は、種子法が目的としていた基本権保障の内容を打ち消し、民間事業者の平等な競争条件の確保という経済的自由の保障を目的としてなされた立法である。

原判決は、食料への権利についてとくに憲法２５条をとりあげ、その権利が法律の明文で具体化しないかぎり、権利性はないという先例を援用することで、違憲審査を行う手前で、種子法において食料への権利が具体化していないとして上告人らの請求を棄却しているが、本来審査がなされるべきは、種子法の目的と、種子法廃止法の目的とが対立しているのであるから、種子法廃止法の目的と、その目的達成手段の必要性についてであるはずであった。そして、目的達成手段の必要性を考慮する際には、経済的自由である民間事業者の競争条件の公正さを目的として、種子法が目的としていた法利益が失われることが必要かどうかが検討されるべきところ、「第２」で述べたように、とりわけ、基本法制定以降、種子法が食料の安定供給という食料への権利を保障する目的を有していたことは明らかであった。にもかかわらず、上告人らの食料への権利が種子法において具体化しているかどうかについて判断することで違憲審査をしなかった原判決には、憲法解釈において誤りがある。

種子法廃止法によっては、経済的自由の保障の代わりに、失われるのは自然権的生存権である食料への権利の保障であるところ、それぞれの自由および権利の性質からして、その必要性はとりわけ厳格に判断がなされなければならない。

加えて、種子法廃止法の目的は、被上告人の主張によれば（被上告人原審準備書面（１）２頁第２項）、①食糧増産という目的は達成され、過去のものとなったこと、②種子生産の技術水準の向上等により種子の品質が安定したこと、③都道府県の種子が需要の多様化に対応できないことの３点に整理することができる。

詳細は「第４」で述べるとおり、①②の裏付けとされていた種子生産の技術水準の向上については、種子法廃止法の際に民間の代表品種として国が喧伝した「みつひかり」の品質の劣悪さが発覚し、企業は「みつひかり」事業から撤退していることや、現在、改善する兆しのないコメ不足がすでに予見できたことなど、いずれの立法事実もなかったことを原審においてすでに明らかにしているところ、被上告人からは特段の反論はなかった。

仮に、民間事業者の主要農作物種子市場における競争条件を公正にするという立法目的を前提としても、その目的達成手段として、種子法を廃止する必要性があったのかどうかが審査されなければならなかった。

種子法は、原判決も認定するとおり、昭和６１年に改正され、民間事業者の市場参入は可能になっており、経済的自由の制限度合いはきわめて低かった。立法目的③に関しては、奨励品種制度の運用を変えることで対応できるものである。他方で、種子法廃止法は、種子法の有していた食料への権利を保障するという法目的をなくし、上告人らの権利をまったく失わせるものであって、立法目的との関係で均衡を逸した過剰な手段であったことは明らかである。

廃止される種子法の目的が自然権的生存権に基づく食料への権利の保障だったことからすると、立法過程において、対立する種子法の目的と種子法廃止法の目的について厳密に審査がなされるべきであったところ、原判決も認めるとおり国会において資料が不足しているにもかかわらず審議終

了となり廃止が決定されたという立法過程があること、原審では立法事実がすべて存在していなかったことを上告人らは主張立証しあきらかにしているところ、被上告人からは特段の立証はなく、立法担当者に証人尋問するなどして、立法時に、種子法廃止により食料への権利の保障が失われるかどうかの審査がなされたのかどうか、必要な審議が尽くされずに判断がなされたため、原判決には憲法の解釈について誤りがある。

第４　立法賠償が認められるべきこと

１　原判決の国家賠償法に関する解釈の誤り

原判決は、種子法廃止の立法行為の違法性を理由とする国家賠償請求に対して、「国家賠償法１条１項の規定の適用上、違法との評価を受けるものではない」として、上告人らの請求を斥けた。

しかし、種子法廃止の立法行為について、国会議員が個別の国民に対して負う職務上の法的義務に違反したことは明らかであるから、原判決には国家賠償法の解釈を誤っている。

判例は、立法の違法性と立法行為の違法性を区別して、立法行為の違法性を問うためには、国会議員が個別の国民に対して負う職務上の法的義務に違反したことが必要であるとしている。この判例の趣旨は、立法が違法であっても国会議員の責任を例外的場合に限定することによって、立法府の自律性と裁量を最大限に尊重しようとするところにある。立法行為の違法性が認められる例外的事例として判例があげたのは、当初は憲法の一義的な文言に反する立法を敢えて行うような想定しがたい事態を例示するにとどまっていた。しかし、その後の判例は、この例外部分を広げることによって人権の保障を充実させる方向にある。

本件は、以下の事実から立法行為に対する国家賠償を認めるべき例外的な場合に該当する。すなわち、種子法廃止法は大前提となるべき立法事実

の裏付けを欠いている。また、制定過程において、法案提出者としての内閣は根拠のない無責任な説明に終始した。政府の説明を踏まえても種子法の改正ではなく廃止法案の提出という手段を選択したのは明らかに過剰であった。にも関わらず、国会は必要な審議を尽くすことなく、衆参合わせて１２時間（内２時間は参議院における参考人質問）という極めて短時間の審議で法律を成立させた実態から、国会の責務を放棄したものというべきであり、立法府の裁量を尊重するべき前提を欠いている。これらの事実によれば、種子法廃止は著しく合理性を欠くものであり、かつ国会議員が個別の国民に負う職務上の法的義務に違反しているものであって、立法行為に対する国家賠償を認めるべき例外的な事案に該当する。

以下、本件が立法行為に対する損害賠償を認めるべき例外的事案であることを明らかにする。

２　種子法廃止の立法事実の欠如と国会議員の義務違反

（１）　種子生産者の技術水準の向上による種子の品質の安定

ア　立法目的と技術水準の向上

被上告人によれば種子法廃止の立法目的は、「農業の戦略物資である種子については、多様なニーズに対応するため、民間ノウハウも活用して、品種開発を強力に進める必要」があること、「都道府県による種子開発・供給体制を生かしつつ、民間企業との連携により種子を開発・供給することが必要。しかしながら、都道府県と民間企業の競争条件は対等となっておらず、公的機関の開発品種が大宗を占めている」状態を解消することにあるとされている（乙６・答弁書１２頁オ）。

これらに共通する大前提は、種子生産者の技術水準の向上等により種子の品質が安定してきている事実（乙６。国会における提案理由。山本有二国務大臣による衆議院農水委員会２０１７（平成２９）年３月８日

・参議院農水委員会２０１７（平成２９）年４月６日）である。種子生産者の技術水準が向上したために、都道府県に一律に種子事業を義務づける必要性が減少したとされた。また、多様なニーズに対応するために民間のノウハウも活用する必要があるとの認識も民間の種子生産の技術水準が向上して安定した品質の種子を保障できることが前提となっている。種子法廃止は、多様化する種子のニーズに応えるためには、こうした優れた民間の力を導入することが必要であるにも関わらず種子法によって競争条件が対等になっていないため、民間参入が進まないとする主張に基づいて行われたものである。

イ　「みつひかり」の品質の劣悪さの発覚

原判決は国家賠償を斥ける判示に続けて、「控訴人らの主張する『みつひかり』に関する問題（略）は、上記判断を左右するものではない」としているが、「みつひかり」に関して生じた問題は、種子法廃止の大前提の欠如を示してあまりある。

「みつひかり」は、わずかな国会審議の中でも何度も取りあげられた民間品種の代表例である。「みつひかり」のように優れた品種が種子法の奨励品種の指定を受けることができないのは都道府県に種子事業を義務づける種子法が民間事業者の参入を妨げているからだとする主張の証左とされた重要品種である。

三井化学クロップ＆ライフソリューションズ（以下、単に「三井化学」という）のブランド米である「みつひかり」は、２０２３（令和５）年に産地・発芽率・異種混入などの大規模な不正が発覚して以来、２０２３年以降、ブランド米として出荷されることなく雑稲種子として家畜の飼料等に転用され、２０２５年には、三井化学は「みつひかり」事業から撤退するに至っている。同社はその理由として「技術的・経済的・人材的要因」を上げている。三井化学が「技術的要因」を挙げていること

は極めて重要である。国会審議において、優れた民間品種の代表例とされ、奨励品種として指定されないことが問題とされた「みつひかり」は生産企業自身が、種子を生産する技術が未熟であることを認めたものだからである。このように「みつひかり」が極めて劣悪な品種であったことは、種子法廃止を支える立法事実の根幹を揺るがすものである。

民間事業者が種子事業に参入できないことを問題とし、参入障壁となる種子法を廃止して民間事業者の力を戦略物資である主要農作物の種子に活かそうとする種子法廃止は、「種子生産者の技術水準の向上による種子の品質の安定」（乙６参照）がなければおよそ成立しない議論である。三井化学が「技術的要因」を挙げている事実は民間の種子生産者の技術が全く伴っていないことを赤裸々に物語っている。

種子法廃止には、そもそも大前提となる立法事実が存在しなかったのである。

ウ　政府の欺瞞

問題は、政府が「みつひかり」の劣悪さを承知していた可能性があること、少なくとも調査すれば、「みつひかり」が劣悪な品種であることを容易に知り得たことである。

三井化学の報告書（甲６４）には２０１６年以降の不正が報告されている。これは社内データが残っていないためにそれ以上に遡って調査することができないことによるとされている。２０１５年以前の不正が否定された訳ではないのである。「みつひかり」については、それ以前から農家からは発芽率が悪い、収穫量が低下するなど様々な声が存在した。こうした現場の声が農水省に届いていないとは考えにくい。少なくとも調査をすれば、「みつひかり」が公的な種子とは比べものにならない劣悪な品種であることは容易に把握できた筈である。国会審議の中では、一部の県では「みつひかり」が奨励品種の候補になったが、見送ら

れたとする答弁もなされ（衆院農水委員会２０１７年３月２３日柄澤政府参考人「一部の県で、奨励品種に指定するための調査の対象とされるところまでは行ったということはございますが、結果、奨励品種となっていないという事例がございます。」）、これが競争条件が不平等であることを強く示唆する例として種子法廃止を根拠づける事実とされているが、単に奨励品種とする水準に達していなかったに過ぎない可能性が極めて高いと言わざるを得ないのである。

エ　大前提となる立法事実の欠如

以上のとおり、民間の種子生産者の技術水準の向上により種子の品質が安定してきたとする種子法廃止の大前提となる事実は偽りと言わざるを得ないものであった。

種子生産者の技術水準の向上は、全国一律に種子の供給を都道府県に義務づける必要が減少したとする種子法廃止の正当性を裏付ける最重要な立法事実であるとともに、他方で民間事業者の参入を促進することの必要性を裏付ける重要な立法事実である。そもそもの大前提が偽りであったことは、種子法廃止の正当性を根幹から揺るがすものと言わざるを得ない。

オ　国会議員の職務放棄

こうした政府答弁に対して、国会議員が「みつひかり」ひいては民間品種の種子が種子法１条に定める「優良な種子」に該当するのか、その品質を問うた例は皆無であり、国会議員は、政府提案の大前提を検討することを怠った。

政府の嘘があまりにも大きいが故に嘘を信用してしまったという側面が窺われるにせよ、立法という最も重要な局面において、内閣に対する監督を使命とする国会議員としての職務を放棄していたと言わざるを得ない。

（２）食糧増産の必要性・ニーズの多様化

ア　強調されたニーズの多様化

食料の安定供給の前提となる種子の安定的な供給体制を種子法が支えてきたことは政府も高く評価していた。にも関わらず種子法を廃止するという政策決定に至ったのは、暗黙のうちに食糧増産の必要性がなくなったことが前提とされている。このことからニーズの多様性に対応できていないとする理由による種子法廃止がなされた。この認識は参議院農水委員会（２０１７（平成２９）年４月１３日）における竹谷とし子委員の「かつては『作れば売れる時代』でしたが、現在は『売れる物を作らなければならない時代』に変化しています」との質問に端的に示された認識であり、国会議員の共通認識であった様子が窺われる。これに対する柄澤政府参考人の答弁は「まさに委員御指摘のとおりでございます。」とするものであり、続けて「私ども今、米政策を進めるに当たりまして、需要に応じた生産ということを決まり言葉にしておりますが、まさにニーズを捉えた生産を進めるということを考えた場合に、現状、例えば米で考えた場合、主食用米の三割を超える割合がいわゆる中食、外食等の業務用の方が使われているお米でございますので、そういった方々のまさにニーズに応えていく必要がある。」として、種子法による種子供給体制では、多様化するニーズに対応できていないとする認識が強調されている。

イ　米不足の時代の到来

原判決は、上告人らの国家賠償請求を斥ける判示に続き、「令和６年に生じた米の供給不足の事態は、上記の判断を左右するものではない」と判示している。

２０２４年に続き、２０２５年現在、日本は空前の米不足の事態に見

舞われている。この事態は、種子法の立法当初に示された食糧増産の目的が果たして達成されていたのか深刻な疑問を抱かせるものである。日本の食料問題は、多様化したニーズに応える以上の重要な課題に直面しているのであり、この問題を一蹴した原判決は短慮に過ぎたと言わざるを得ない。

ウ　立法事実の崩壊

種子法廃止の大前提は食糧増産から多様なニーズへの対応が必要な時代に推移したことにもあった。そうした時代認識から安定した食料供給の基盤となってきた種子法の廃止が正当化されたのである。しかし、この前提はわずか数年で誤りであることがあからさまになった。食料の安定的供給の課題は未だ達成されてはいなかったのである。

他方で米不足は別のことも明らかにした。種子法廃止の審議に当たって恰も中食・外食用の米が不足しているかのような印象づけがなされたにも関わらず、一般消費者が米不足に苦しむ中、中食・外食の米の不足は生じなかったのである。そして、中食・外食を支えた米は、民間企業によるものではなく、主として公的機関によって開発された米であった。

米不足の事態は、食糧増産目的が達成されたとの立法事実も、多様化するニーズに種子法による種子供給体制では対応できないとする立法事実も存在しないことを明らかにしたのである。

エ　政府説明の虚偽

この立法事実の欠如について、政府がどこまで自覚的であったか。政府が「みつひかり」が大手牛丼チェーンによって採用されていることを盛んに主張していた事実からは、政府が中食・外食の米の消費実態も調査していることが窺われる。少なくとも中食・外食に供給される米に不足はないこと、一般消費者の米の供給量の方が逼迫した状態にあること

は認識していたものと考えられる。この点でも政府は虚偽の印象づけを行っていたのである。

オ　国会議員の職務上の法的義務違反

主要農作物とくに米が十分に生産されているのか、また、一般消費者より中食・外食の米の方が不足しているのかという点について触れた質問は皆無である。

種子法廃止法が審議された当時、すでに世界には様々な不安定要因が生じており、また停滞する日本に対して台頭する中国等諸外国との関係で食料輸入がこれまでのように確保できるかを問う余地は十分にあった。もともと食料・農業・農村基本法自体が貿易の不安定さを考慮することを求めているのであるから（同法２条２項）、なおさらである。政府の虚偽はあまりにも堂々としているように見えたかもしれない。しかし、国民からの負託の重大さと食料・農業・農村基本法が示す基本認識に鑑みれば、国会議員は、立法事実を精査し検討することを怠ったと言わざるを得ない。

３　種子法の性格に関する理解の不十分

仮に制定当初の立法目的が食糧増産という国家目的の達成にあり、個別の国民の食料への権利を保障するものではなかったとしても、食料・農業・農村基本法が施行された後は、種子法を国家目的の立法と評価するのは誤りである。一般に基本法は関係分野の個別法に対して基本理念と基本政策を示すものであり、食料・農業・農村基本法の施行後は、種子法は同基本法の基本理念等にしたがって解釈されなければならない。

食料・農業・農村基本法（以下、単に「基本法」という）は、食料の安定的供給等を農政の基本理念として示し、これを実現するための様々な基本政策を定めて個別立法を主導する関係になった。そうである以上、基本

法の施行後は、種子法が食料への権利を保障する法律としての性格を有するものと解すべきことは疑う余地がない。

ところが、国会審議を通じて、食料への権利の言及は全くなかった。種子法廃止が食料への権利の制限に当たるとする認識が国会議員には欠如していたのである。

種子法の意味づけに関する国会議員の認識の不十分さは、種子法廃止の審議の上で、決定的な影響をもたらしたと言わざるを得ない。種子法廃止法が権利制限法の性格を有するとすれば、より慎重な審議がなされたことが十分に期待できたからである。

4　立法目的に対する過剰な手段

（１）立法目的

前記のとおり種子法廃止の立法目的は、多様なニーズに対応するために、民間事業者の参入を促進して、民間のノウハウを種子生産に活かしていくことにあった。種子法の奨励品種に民間品種が指定されないことが種子生産に民間事業者が参入する妨げになっているとされ、種子法は廃止された。

（２）食料への権利に対する過剰な侵害

国会の審議を通じて奨励品種の運用が都道府県優位になっていることが民間参入の阻害要因として指摘されており、問題は奨励品種制度の運用の是非にあった。

したがって、奨励品種制度の運用の改善や、最大限の改正が必要だとしても奨励品種制度の廃止以上の手段は目的適合性がない。

都道府県に原原種、原種の生産、種子生産ほ場の指定・審査、生産物審査を義務づけ、農水大臣に優良な品種の最低限の基準等を定めること等を義務づけて優良な種子を普及させる種子法の構造を変えなければ

ならない事情は全く存在しない。優良な種子の供給を支え貢献してきたことを政府も国会議員も認めていた種子法の基本構造を廃止する理由はどこにも存在しなかったのである。

民間事業者の参入の促進という目的が仮に正当性があったとしても、この目的を達成する手段として種子法の廃止は、明らかに均衡を失しており、著しく合理性に欠けると言わざるを得ない（例えて言えば、私立小学校が著しく少ないのは競争条件が対等ではないとの理由から公立小学校を廃止したり、同性婚を認めないのは差別に該当するから戸籍による婚姻制度を廃止したりするのと同等の不均衡を有している）。

種子法が食料への権利を保障する性格の法律であることを理解していれば、このような乱暴とも言える権利侵害立法がなされることはなかったと言うべきであり、国会議員の職務上の法的義務違反の程度は甚だしいものがある。

５　その他

（１）専門家の排除

上記のような決定的な立法事実の欠如が看過されたのについては、戦後の食料供給を支えてきた種子法という重要な法律を廃止することがテーマとされているにも関わらず、政府が食料・農業・農村政策審議会（以下、「審議会」という）の諮問を経ずに法案を提出したという決定的な手続的瑕疵がある。

審議会は、農業者、消費者、企業、研究者がそれぞれの立場から選任され、専門的知見を交えて農政をめぐる多角的な利益を反映して調整することによって適切な判断を可能とする専門機関である。種子法廃止がそれ自体として義務的諮問事項として明記されていないとしても「食料・農業・農村基本法の施行に関する重要な事項」（基本法４０条１項）

に該当することは疑いのないところであり、政府が専門機関を排除して種子法廃止を決定したことは著しい手続的瑕疵があり、結果的にこれが上記のような虚偽の立法事実を恰も真実であるかのように装う誤った結果を生む原因となっている。

（２）政府の無責任かつ矛盾した説明

種子法が廃止されることになれば、優良な種子の生産、流通はどのように保障されるのかは誰もが抱く疑問である。都道府県の種子事業に対する取り組みが後退するのではないかとの懸念に対して、政府はそうした心配はないと繰り返し答弁している。都道府県が種子事業に意欲的であり、多くの都道府県において種子事業の継続が期待できるというのである。種子法を廃止しながら、他方で都道府県の取り組みに期待する等、政府の答弁は極めて無責任である。また、一方で都道府県主体の種子事業が民間参入の妨げとなっているとしながら、他方で、優良な種子の供給のために都道府県の種子事業は継続されるとする等、政府の主張自体が矛盾している。

政府は、優良な種子の供給のために、種苗法を改正して、ほ場審査や生産物審査の仕組みを導入する等とも説明している（柄澤政府参考人・衆議院農水委員会２０１７（平成２９）年３月２３日「種苗法の指定種苗の生産等に関する基準というものに、今後、稲、麦、大豆について、ほぼ現行の種子法の圃場審査並びに生産物審査に係る規定と同様の規定を追加することを考えております」）。これも種子法のほ場審査や生産物審査が優良な種子の供給を行うために不可欠な役割を果たしてきたことを示している。しかし、知的財産権を保護する法律である種苗法にはほ場審査も生産物審査も導入されず、わずかに品種登録に際しての審査が義務づけられたにとどまる。

国会議員は政府のこうした無責任かつ矛盾したその場限りの説明を

許した上、多数をもってごく短時間の審議で打ち切り、種子法廃止法を可決成立させたのである（衆参合わせて１２時間。内２時間は参考人質問）。

６　結論

以上の国会審議を踏まえれば、国会議員は、第１に種子法廃止の大前提となる種子生産者の技術水準の向上との政府説明を鵜呑みにして、これを審議しなかったこと、第２に食糧増産の目的が達せられ、多様なニーズに応える種子の供給が必要となっているとの政府説明を鵜呑みにして立法目的を支える立法事実の真偽を審議しなかったこと、第３に基本法に照らせば、種子法は食料への権利を保障する法律であり、その廃止が人権を制限することを意味することを理解することなく、安易な審議を行ったこと（そもそも基本法の理念や基本政策に照らした質問自体がほとんど存在しない）、第４に政府の説明する立法目的に照らしても明らかに過剰で著しく不合理な法律の廃止というドラスティックな手段を容認して食料への権利を侵害したこと、第５に政府の専門的知見を排除した無責任で矛盾した説明を容認したこと、第６にこうした著しく不合理な法律を極めて限られた審議で可決成立させたことを踏まえれば、国会議員が個別の国民に負う職務上の法的義務に違反していることは明らかであり、本件は立法行為に対する国家賠償を認めるべき例外的な場合に該当する。

第５　総括

以上より、本件では憲法解釈の誤りがあり上告理由が存するから原判決は見直されるべきである。

以上